十七　法第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）　次に定めるところによる。

イ　法第五十七条第一項及び第五十八条第一項に規定する各事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る欠損金額に限るものとし、法第百四十四条の十三（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除くものとする。

ロ　法第五十七条第十項及び第五十八条第五項に規定する連続して確定申告書を提出している場合は、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る欠損金額の生じた事業年度後の各事業年度（法第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しない事業年度を除く。）について連続して確定申告書を提出している場合とするものとする。

ハ　法第五十七条第十一項第一号及び第五十八条第六項第一号に掲げる普通法人のうち資本又は出資を有しないものには、保険業法第二条第十項（定義）に規定する外国相互会社は、含まれないものとする。

十八　法第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）　同条第一項から第三項までに規定する各事業年度において生じた欠損金額は、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る欠損金額に限るものとする。

十九　法第六十条（保険会社の契約者配当の損金算入）　同条第一項に規定する保険契約は、外国法人の国内にある営業所又は契約の締結の代理をする者を通じて締結された保険契約に限るものとする。

二十　法第六十一条の二第二項、第四項及び第八項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）　これらの規定に規定する旧株を発行した法人が内国法人である場合には、これらの規定に規定する政令で定める関係がある法人の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）には、外国法人の株式（恒久的施設を有する外国法人が交付を受けた恒久的施設管理親法人株式を除く。）は、含まれないものとする。

二十一　法第六十三条　次に定めるところによる。

イ　法第六十三条第一項に規定する長期割賦販売等は、外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に係る当該長期割賦販売等に限るものとし、同項に規定するその資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度及び同条第二項に規定するリース譲渡の日の属する事業年度以後の各事業年度には、外国法人の国内事業終了年度は、含まれないものとする。

ロ　外国法人が国内事業終了年度（当該外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資により恒久的施設を有しないこととなつた場合におけるその有しないこととなつた日の属する事業年度を除く。）において法第百四十二条第二項の規定により法第六十三条の規定に準じて計算する場合の同条第一項又は第二項の規定の適用を受けているときは、その適用を受けている同条第一項に規定する資産の販売等又は同条第二項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額（当該国内事業終了年度前の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに法第百四十二条第二項の規定により法第六十三条の規定に準じて計算する場合の同条第一項又は第二項の規定により当該国内事業終了年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。）は、当該国内事業終了年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入するものとする。

二十二　法第六十四条の二（リース取引に係る所得の金額の計算）　同条第一項に規定するリース取引は、外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に係る当該リース取引に限るものとする。

2　法第百四十二条第三項第二号に規定する政令で定めるところにより配分した金額は、外国法人の当該事業年度の同号に規定する費用につき、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に係る収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち、これらの事業の内容及び当該費用の性質に照らして合理的と認められる基準を用いて当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に配分した金額とする。

3　恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設管理親法人株式の全部又は一部につきその交付の時に当該外国法人の本店等に移管する行為その他当該恒久的施設を通じて行う事業に係る資産として管理しなくなる行為を行つた場合には、その行為に係る恒久的施設管理親法人株式について、その交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該外国法人の恒久的施設と本店等との間で移転が行われたものとみなして、法第百三十八条第一項第一号の規定を適用する。

4　第一項第二十号及び前項に規定する恒久的施設管理親法人株式とは、外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して、法第六十一条の二第二項に規定する合併（内国法人が行うものに限る。）、同条第四項に規定する金銭等不交付分割型分割（内国法人が行うものに限る。）又は同条第八項に規定する株式交換（内国法人が行うものに限る。）により交付を受けた合併親法人株式等（同条第二項に規定する政令で定める関係がある法人（外国法人に限る。）の株式、同条第四項に規定する親法人（外国法人に限る。）の株式又は同条第八項に規定する政令で定める関係がある法人（外国法人に限る。）の株式をいう。）をいう。

5　外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額につき、法第百四十二条第二項の規定により前編第一章第一節（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第二十一条第二項第一号（負債の利子に準ずるもの） | 第二条第三項 | 第二条第八項 |
| | 生命保険会社 | 外国生命保険会社等 |
| | 第百六条第一項 | 第百九十九条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法第百十六条第一項 |
| 第二十一条第二項第二号 | 第二条第四項 | 第二条第九項 |
| | 損害保険会社 | 外国損害保険会社等 |
| 第二十二条第一項第一号（株式等に係る負債の利子の額） | 貸借対照表 | 恒久的施設を通じて行う事業に係る貸借対照表 |
| 第二十四条（資産の評価益の計上ができる評価換え） | 保険業法 | 保険業法第百九十九条（業務等に関する規定の準用）において準用する同法 |
| 第二十八条の二第七項（棚卸資産の特別な評価の方法）及び第二十九条第二項（棚卸資産の評価の方法の選定） | 第七十四条第一項 | 第百四十四条の六第一項 |
| | 第七十二条第一項 | 第百四十四条の四第一項 |
| 第二十九条第二項第一号 | 新たに設立した内国法人 | 恒久的施設を有することとなつた外国法人 |
| | 設立の日 | 恒久的施設を有することとなつた日 |